

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 加藤 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 兼行 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京 03(3214)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 兼行 雅彦
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1【提出理由】

当行の取引先であるマレリホールディングス株式会社及び同社の一部の子会社について下記の事実が発生し、同社及び同社の一部の子会社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該債務者の名称、所在地、代表者の氏名及び資本金

名称	マレリホールディングス株式会社
所在地	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地
代表者の氏名	代表取締役 森谷 弘史
	代表取締役 デイヴィッド・ジョン・スランブ
資本金	100百万円

(2) 当該債務者及び同社の一部の子会社に生じた事実並びにその事実が生じた年月日

生じた事実 2022年6月2日付の当社臨時報告書において、当該取引先及び同社の一部の子会社が2022年3月1日に事業再生ADR手続の利用を申請し、2022年5月31日開催の同手続における債権者会議において当行を含む債権者に対し事業再生計画案を提示したことをお知らせしておりました。今般、2022年6月24日開催の事業再生ADR手続における債権者会議において、事業再生計画案につき一部債権者の同意が得られず、同手続は終了しました。これを受けて同日付で、マレリホールディングス株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。当行としては、同社が、今後、簡易再生手続の申立てに必要な手続を進める予定と認識しております。

生じた年月日 2022年6月24日

(3) 当該債務者及び同社の一部の子会社に対する債権の種類及び金額

貸出金等 3,995億円

(4) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権につきましては、2023年3月期第1四半期において必要な財務上の手当を行います。

以 上